

昭和三十年才二回定例会

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
村 尾 種 吉	高 橋 三 郎	並 木 秀	村 尾 四 郎	田 村 利 一	森 田 幸 藏	設 樂 美 知	飯 野 富 十 郎	石 川 信 義	米 泉 薫	井 上 頼 太 郎	渡 井 明
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高 橋 彦 市	西 村 光 人	田 村 祐 一	森 田 圭 一	大 久 保 一 郎	瀬 古 清 藏	石 川 常 太 郎	清 水 与 市	山 下 幸 三	中 森 与 一	中 西 虎 藏	森 田 誠 重

福生町議會議員名簿

(昭和

30年

6月

29日

(定

臨時會)

昭和三十一年六月二十九日

東京府西多摩郡福生町役場

福生町議会議録

第二回

昭和三十年六月二十九日福生町議会議定例会を福生町役場に招集した
出席した議員は左記の通りである

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|---------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| 才一番 渡井 明 | 才二番 井上 頼太郎 | 才三番 米 泉 | 才四番 石川 信義 | 才五番 飯野 富太郎 | 才六番 設 樂 美 和 | 才七番 森田 幸次郎 | 才八番 田村 利一 | 才九番 村尾 四郎 | 才十番 並木 秀 | 才十一番 高橋 三郎 | 才十二番 村尾 種吉 | 才十三番 森田 誠重 | 才十四番 中西 虎 芳 | 才十五番 中 森 五 一 | 才十六番 山下 幸三 | 才十七番 清水 子 市 | 才十八番 石川 常太郎 | 才十九番 瀬古 清 和 | 才二十番 大久保 一郎 | 才二十一番 森田 茂 一 | 才二十二番 田村 祐一 | 才二十三番 西村 光 人 | 才二十四番 高橋 彦 市 |
|----------|------------|---------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|

一、今議事件は左記の通りである

一、昭和三十年度福生町歳入歳出追加更正予算（才一回）

一 福生町手数料條例の一部改むについて

一 福生町国民健康保険運営協議会委員改選について

同意を求めることについて

一 福生町伝染病院組合規約の一部改むすることについて

一 狭山火葬場組合規約の一部改むすることについて

一 福生町外二町村競輪組合規約の一部改むすることについて

一 福生結核病院組合規約の一部改むすることについて

一 指定寄附受領に関する件

一 福生町常任委員会条例の一部改むについて

一 一部事務組合議会議員の選挙について

一 教育委員会委員の選挙について

一 助役改選につき同意を求める件

一 地方自治法百三十一條の規定により会議事休一説明のため出席を求

東京都西多摩郡福生町役場

めたものは記の通りである

町長 森 田 幸 清

収入役 川 辺 堅 一

総務課長 大 野 忠 一

税務課長 貫 井 忠 次

民生課長 嶋 本 孝 茂

建設課長 眞 田 眞 一

産業課長 高 水 求

一本会の書記は左の通りである

書 記 森 田 猛

上野 聖 勝

一 議長 午後一時十五分開会を告げ、議事日程を報告する。

日程才一（議案才三才五）昭和三十年度福生町歳入歳出追加更正予算（才一四）

才二（才三才五）福生町手数料條例の一部改むについて

才三（才四才五）福生町国民健康保健運営協議会委員改選に

つき同意を求めること

才四（才五才六）福生伝染病院組合規約の一部改むすること

とにっして

○オ五() オ四(号) 狭山火葬場組合規約の一部を改訂すること

にっして

○オ六() オ四(号) 福生町外ニ町村競輪組合規約の一部を改訂す

ることについて

○オ七() オ四(号) 福生結核病院組合規約の一部を改訂すること

にっして

○オ八() オ四(号) 指定客の附受領に关する件

○オ九() オ四(号) 福生町常任委員会條例の一部改訂について

○オ十(選オ三号) 一部事務組合議会議員の選挙について

○オ十一(選オ四号) 教育委員会委員の選挙について

○オ十二(議案オ四号) 助役改選につき合意を求める件

議長

左記議案を提案し書記に朗読せしむる

東京都西多摩郡福生町役場

日程オ一(議案オ四号) 昭和三十年度福生町歳入歳出追加更正予算

町長

今箇の賦源は前年度繰越金と以て充て、歳入に於ては議会費の

退取金支給條例による前議員の退取金、教育費の中学校

増築工事中事務費の追加計上分、諸支金に於ては昭和二十

二年度より倉工業の事業税が自治庁の設算により過納と

なつてゐるのでこれの還付金十五万円及び町制施行十五周年行

事費と新規に設け、三九万四千円を計上し従つて負担金の

行事費十万円が減となつたこと等概要である。

議長

総務委員会の審議状況につき委員長が報告を求める。

一総務委員長

総務委員会としては要議ない旨を述べた。

一オ十六番

前箇の協議会の際審議決定した記念品代はどうなつたか

一総務課長

消耗品費七万円の中に計上してある。

一オ十七番

繰越金が多くある理由及びその年度の歳入の状況の概要の説明と

おむ

町長 前回の件については、主税面を強化し、主税面に力を入れた結果、予想以上の歳入があったものである。

税務課長 税収の面で、前回の決算に於ては、約一千二百万円の滞納があったが、今回の決算に於ては、九セツ万円の増収と見込がある。尚、主税率に於ても、現年度収入は、前年度の八八%より、九二%位に上る予定である。

一才十番 特に目立ったものはあるか。

町長 たゞは消費税が特別増収のため、予期以上に収入となった。

一才十四番 中小学校PTA連合会名で、主税協力のパンフレットを配布した。これが、これによる影響日と伺う。

税務課長 直接に効果があったか否かは不明である。

議長 本件につき、異議の無きことを、今議に諮り、全会一致原案通り決

東京都西多摩郡福生町役場

定する旨を告ぐる。

一議長 九記の議案を提案し、書記に朗読せしむる。

日程才ニ（議案才三ノ号）福生町手数料条例の一部改正について。

一民生課長 本条例は、国民健康保険の受診票再発行につき、手数料を主税するもので、既に永年、青梅でも実施され、これにより、歳入の一部増加となり、更に保険証の取扱について、各家庭の煩重を期し、工夫等も予防する。

一才十二番 前年度に於ける再発行数はどのくらいか。

一民生課長 約五十件ある。

一才十四番 最初に交付する際は如何するか。又再発行について、故意の場合と過失の場合とはどう区分するか。

一民生課長 最初の交付は無料である。后段については区分はしてない。

一才二十番 一件五十円、五件一位では、影響も少ないので、^持再交付申請有等。

は生活状態も苦しいので本件については反対である。

「民生課長 当手料料條例」には減免の規定があるので貧困者等の救済はあり得る。
(手料料條例)の減免の項目を朗読)

「才十九番 保険証は大切に取扱われるべきものでその点よりすれば本件には賛成である。

「才二十番 原案に賛成する。

「議長 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる。

「議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

日程才三(議案才三九号)福生町国民健康保険運営協議会委員改選につき同意を求めること

「町長 原案を説明する。

「才二十四番 町民の三分の一をしめる被保険者の代表であるから委員は新規の者

東京都西多摩郡福生町役場

と選任されたい

「町長 今御同意を求める者は新規の者である。

「才二十五番 選任の方法を問う

「町長 特に選任の方法はない。

「才二十六番 厚生委員会があるのでこれに諮問すべきと考ええる。

「町長 私としては人事問題であるから直接本会議に諮った方がよいと考ええる。

「才二十番 斎藤三郎氏が適任であること云う理由を問う

「町長 特別の理由もないが欠席もすくよく被保険者を代表し得ると考え

「議長 本件につき異議の有無を今議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

「議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

町長 日程才四(議案才四号)福生伝染病院組合規約の一部を改定することについて
各町村支議員が改選されたので本組合議員も改選することによるか
この際、議員数を三名ずつとしたい

議長 本件につき異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定
する旨を告げる。

議長 申付た記議案につき提案し書記に朗読せしむる。

日程才五(議案才四号)狭山火葬場組合規約の一部を改定することについて

町長 前の件と同様組合議員おと合致とする旨説明する。

議長 本件につき異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨
を告げる。

議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

日程才六(議案才四号)福生町外二町村競輪組合規約の一部を改定するに
ついて

町長 競輪組合は昭和二十九年二年度実施したの組合は更に存続
し本年度に於ても申請の予定である。議員数については福生四

町長 本件につき異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定
する旨を告げる。

議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

日程才七(議案才四号)福生伝染病院組合規約の一部を改定することについて

町長 本件は西多摩郡北部十ヶ町村組合であったものが町村合併に従い
三田古里吉野等が合併解消した為の処置である。

議長 本件につき異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する
旨を告げる。

議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

日程才八(議案才四号)指定地の附受領に因する件

町長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる。

日程才八(議案才四号)指定地の附受領に因する件

老のり入
議案

老のり入
議案

一町長 本件はオ一小学校の設備について八万円の寄附を申出十五万八千円の設備としてようとするものご予算処置はないが現金は収入税に於て保管してある。予算処置については十月頃に於て実施したい。尚寄附相当額の購入については許諾した。

一オ三番 カーターの程度を同う

一教育長 全カーターにて設備する。

一議長 本件につき異議の有無も今議に諮り全会一致原案通り決定する。

と旨を告げる

一議長 上記議案を提案し書記に朗読せしむる

日程才九(議案才四五号) 福町常任委員会条例の一部改定について

一町長 本件は既に実施されているもので条文を整理したものである。

一議長 本件につき異議の有無も今議に諮り全会一致原案通り決定する。と旨を告げる

休憩 三時十分より四時十分まで

東京都西多摩郡福生町役場

一議長 上記議案を提案し書記に朗読せしむ

日程才十(選才三号) 一部事務組合議会議員の選挙について

一議長 本選挙は全町をたのブロックに分け各ブロックより一名宛選出し競輪組合議員はブロック選出の外議長を加える旨を諮り全会

一致ブロック選出と決定する

オ一ブロック 能川全域

オニブロック 本町全域又志茂

オ三ブロック その他の地域

一議長 各ブロックより選出された各議員と一名毎に会議に諮り全会一致決定する旨を告げる

組合名		オ一ブロック		オニブロック		オ三ブロック		その他	
伝梁病院組合		高橋彦一		村尾隆吉		田村利一			
火葬場組合		森田七一		米泉 蕉		田村利一			

競輪組合 飯野富太郎 瀬古清竜 山下幸三 田村利一

一議長 左記選挙を実施されたい旨を述べ

日程第十一(選才四号) 教育委員会委員の選挙について
一選挙の結果は左記の通りである

並木 秀 八票 立会人

設楽美知 七票 菊

やう常太郎 五票

田村祐一 二票

高橋三郎 一票

米泉 蓮 一票

計 二四票

一議長 選挙の結果並木 秀が教育委員(議会選出)に当選した旨を述べ

東京都西多摩郡福生町役場

一議長 協議のため休会を告げる 午後四時三十分

一議長 再会を告げる 七時十分

一議長 左記議案も提案し書記に朗読せしむ

日程第十一(議案才四号) 助役改選につき合意を求める件

一議長 本件につき異議の有無を合議に諮り全会一致原案より承認する

と目とをらける

署名議員選挙

一議長 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を合議

に諮り全会一致指名推薦と決定する

一議長 左の者と指名し一名毎に合議に諮り全会一致決定する

石川信義

飯野富太郎

設楽美知